

令和 4 年度

桜山中学校いじめ防止基本方針

令和 4 年 4 月改訂

枕崎市立桜山中学校

目 次

1	桜山中学校いじめ防止基本方針 全体計画	1
2	いじめ問題の克服に向けた基本的な方向性	2
(1)	いじめ防止対策推進法制定の意義	2
(2)	いじめの防止等の対策に関する基本理念	2
3	いじめの定義	2
4	いじめの防止等に関する基本的な考え方	4
(1)	いじめの防止	4
(2)	いじめの早期発見	5
(3)	いじめへの対処	6
	枕崎市におけるいじめ問題への対応に当たっての基本的な認識	7
	本校のいじめに対する対処の実際	8
5	重大事項への対処	12
6	年間計画	14

いじめ防止基本方針全体計画

学校教育標:学校経営に記載

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる行為を含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

家庭・地域との連携
 ・学年・学級PTA
 ・PTA総会
 ・PTA理事会
 ・学校関係者評価委員会
 ・青少年育成地域懇談会

いじめ対策委員会(心の教育推進委員会)
 (目的)
 学校におけるいじめの未然防止・早期発見・対処等、いじめ問題について中核となる常設した組織を設置し、その対応を図る。
 また、必要に応じて外部専門家との連携、活用を図る。
 (組織構成)
 校長、教頭、生徒指導主任、各学年生徒指導係、養護教諭
 ※ 事案に関係する教職員を柔軟に加える。
 ※ 必要に応じてSC、SSWを柔軟に加える。

関係機関との連携
 ・南薩教育事務所
 ・枕崎市教委
 ・市福祉課
 ・市保健衛生課
 ・枕崎警察署
 ・児童相談所
 ・スクールカウンセラー
 ・SSWや学校医

○ 教育活動の重点
 ・ 人権同和教育の推進
 ・ 道徳教育の充実
 ・ 生徒指導の充実
 ・ 特別活動の充実
 ・ 特別支援教育の充実
 ・ 体験活動の充実
 ・ 「いじめ問題を考える週間」の充実
 ○ 生徒の主体的な活動
 ・ 生徒会活動の充実
 ・ エンカウンター
 ・ あいさつ運動、ボランティア活動の取組
 ・ 「いじめ問題を考える週間」の取組
 ・ 朝読書の時間の活用
 ・ ソーシャルスキルトレーニング
 ○ 生徒アンケート
 ・ 学校楽しいーと
 ・ SNSチェックシート

【いじめの未然防止】
 「いじめ」は、どの学校にも起こり得るという認識のもと、好ましい人間関係を築き、豊かな心の育成に取り組む。
 ○ 教職員の取組
 ・ 道徳の授業を要とする教育活動の実践
 ・ 自己肯定感、コミュニケーション能力の向上を目指した学級活動、生徒会活動等の指導の工夫と充実
 ・ 分かる喜び、できた喜びを味わえる授業の実践
 ・ 適切な情報活用能力の育成とモラル指導の充実
 ・ 生徒に対するあたたかみと誠意のある対応
 ・ 教師と生徒、保護者との望ましい人間関係の醸成
 ○ 生徒の取組
 ・ お互いを認め、励まし合う仲間作りと互いに尊重し合う環境づくり
 ・ 「いじめ問題を考える週間」の取組
 ○ 保護者の取組
 ・ 遅刻・欠席等の確実な連絡を含む学校との連携と我が子の観察(報告・連絡・相談)
 ・ 保護者同士の信頼関係の構築
 ・ いじめ問題等の関する研修への参加
 ・ 学級PTA等においてのいじめ問題についての情報交換

【いじめの早期発見】
 早期発見することが、早期解決に繋がるという認識のもと、生徒へのアンケート、職員間での情報共有ならびに保護者との連携等により情報を収集する。
 ○ 教職員の取組
 ・ 定期的な生徒アンケートの実施(4,5,6,7,9,10,11,12,1,2月)
 ・ 教育相談等とおした学級担任による聞き取り調査
 ・ 日々の生徒観察と声かけ、日記等の見届けとコメントの記入
 ・ 保護者が相談しやすい環境づくりと保護者アンケートの実施
 ○ 生徒の取組
 ・ 学校・保護者・関係機関へのいじめについての相談
 ○ 保護者の取組
 ・ 我が子の観察ならびに学校との報告・連絡・相談
 ・ 悩みを親へ相談できる雰囲気づくり

【いじめに対する措置】
 問題を軽視することなく、早期に適切な対応を行うという認識のもと、被害生徒の苦痛緩和を最優先とした対応を行う。
 ○ 教職員の取組
 ・ 複数の教職員による速やかな事実確認と対策委員会の招集
 ・ 情報共有の必要性(特定の教員による情報の抱え込みをしない)
 ・ 被害生徒の保護ならびに保護者・関係機関との連携
 ・ 個人情報の適切な管理
 ○ 生徒の取組
 ・ 「いじめは許さない」、「一人で悩まない」という雰囲気づくり
 ○ 保護者の取組
 ・ 被害生徒・保護者の我が子を守り抜く姿勢
 ・ 加害生徒・保護者の事後指導
 ・ 被害ならびに加害生徒保護者と学校との連携

○ 生徒指導体制
 ・ いじめ対策委員会
 ・ 生徒指導部会
 ・ 特別支援委員会
 ・ 職員会議
 ・ 職員研修
 ○ 相談体制
 ・ 相談窓口の設置および周知
 ・ 定期的な教育相談ならびにチャンス相談の実施
 ・ 教育相談週間の設定
 ・ SCやSSW等との連携
 ○ 職員研修
 ・ 生徒指導事例研修
 ・ 人権同和教育に関する研修
 ・ ソーシャルスキルトレーニング、カウンセリング、カウンセラー等との研修
 ・ 学校評価への位置づけ
 ○ 学校ネットパトロール事業の活用
 ○ いじめ対策必携等各種啓発資料の活用

1 いじめ問題の克服に向けた基本的な方向性

(1) いじめ防止対策推進法制定の意義

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、国や各地域、学校において、様々な取組が行われてきた。

しかしながら、いまだいじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。

大人社会のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどといった社会問題も、いじめと同じ土壌で起こる。いじめの問題への対応力は、我が国の教育力と国民の成熟度の指標であり、子供が接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子供に影響を与えるという指摘もある。

いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成25年6月、「いじめ防止対策推進法」が成立した。

(2) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの定義

- いじめ防止対策推進法の第2条で次のようにいじめは定義されている。

「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号) 以下同じ
(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やス

ポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人間関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、被害を受けた児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない場合についても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

また、いじめられた児童生徒の立場に立つとは、いじめられた児童生徒の主観のみに基づいて「いじめ」を判断すれば足りるという意味ではない。本人がいじめられていることを否定している場合でも、実はいじめられていながらこれが言えない場合も多々あるので、本人の表情や様子をきめ細かく観察し確認する必要がある。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、学校が「いじめ」という言葉を使わず指導するなどその全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らないことにも留意することが必要である。ただし、厳しい指導を要しない場合であっても、法が定義するいじめに該当する場合には、事案を直ちに学校いじめ対策組織へ情報共有しなければならない。

大切なことは、いじめられた児童生徒の気持ちを受け止め、早期対応、早期解決することである。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・ 不快に感じるあだなをつけられ、しつこく言われる。
 - ・ 容姿や言動について、不快なことを言われる。
 - ・ 「消えろ」「死ね」などと存在を否定される。
- 仲間はずれや集団による無視をされる。
 - ・ 遊びや活動の際、集団の中に入れない。
 - ・ わざと会話をしない。
 - ・ 席を離す、避けるように通る。
- ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ ぶつかるように通行する。通行中に足をかけられる。
 - ・ 遊びと称して、よく技をかけられたり、叩かれたりする。
 - ・ 叩かれたり、蹴られたりすることが繰り返される。
- 金品をたかられる。
 - ・ 脅されてお金や品物を要求される。
 - ・ 筆記用具を何度も貸しているが返却されない。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ くつを隠される。
 - ・ 持ち物を取られ、傷をつけられる、ごみ箱に捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・ 机や壁に誹謗中傷を書かれる。
 - ・ 人前で衣服を脱がされる。
 - ・ 脅されて万引き等をさせられる。
- パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・ ブログや掲示板に誹謗中傷や事実と異なることを書かれたり、個人情報や恥ずかしい写真を掲載されたりする。
 - ・ いたずらや脅しのメールを送られる。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(学校におけるいじめの防止)

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめ問題の克服には、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

そのためには、学校だけでこの問題を考えるのではなく、全ての市民（学校、家庭、地域、市、関係機関）が連携して次のことに取り組まなければならない。

- 学校では、教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない行為であること」を理解させ、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等を育成し、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。そして、全ての児童生徒が安心して、安全な学校生活を送ることができるようにする。
- 道徳科の授業や、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、相談箱を置くなどして子供同士で悩みを聞き合う活動等、子供自身の主体的な活動として推進する。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点や児童生徒を取り巻く環境等にも着目し、関係機関との連携の中で解決するように努める。
- いじめを生まない、解決できる学級・学校づくりを目指し、全ての児童生徒が安心して、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに努める。
- 「つらいことがつらいと言える」人間関係づくり、「分からないことが分からないと言える」授業づくり、「自分の居場所があり思ったことを素直に言える」環境づくりといった人権尊重の視点に立った学校づくりに努める。
- 学校として特に配慮が必要な以下の児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
 - ・ 発達障害を含む、障害のある児童生徒
 - ・ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
 - ・ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
 - ・ 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

- 家庭では、子供の思いを確実に受け止めさせ、個性の伸長を図るとともに、自分の大切さとともに他の人も大切にすることができる子育てに努めるよう啓発する。
- 地域では、子供会や行事などの活動を通して児童生徒の様子を見守り、いじめと思われる行動を発見したら、学校へ連絡してもらえよう連携を密にする。
- 学校、家庭、地域、関係機関が一体となり、児童生徒が安心して学び続けることができる教育環境の整備をする。
- 学校、家庭、地域が一体となって児童生徒の豊かな情操や道徳心、規範意識の確立に努め、心の通い合う対人関係を構築できるよう努める。

(2) いじめの早期発見

(いじめの早期発見の措置)

- 第16条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。
 - 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。
 - 4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、日頃から生徒に対する理解を深め、早期発見に努めることが大切である。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。さらに、児童生徒の表情や行動の変化、出欠や遅刻等の状況の変化等、小さな兆候やサインを見逃すことなくアンテナを高く保つとともに、教職員が積極的に生徒のことについて情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

また、ささいな兆候であっても、いじめは軽微なものが徐々に深刻化していくこともあることから、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを軽視することなく積極的にいじめを認知することが必要である。さらに、例えば転入学などの生徒を取り巻く周囲の環境が大きく変わる場合には、ささいな変化に気付くことができるよう、より一層の注意が必要である。いじめを認知する際の留意点として、例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。そのため、微かなサインに気付くための「学校楽しいーと」や「SNSチェックシート」の質問紙を活用し、生徒の心身の状態や交友関係の状況等を多面的に把握してアセスメントを行うようにする。

ただし、このことは、いじめを受けた生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめを受けた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守るようにする。

- 学校では、いじめを早期に発見するために、定期的なアンケートを実施したり、休み時間の生徒の遊びや日記、授業中の態度などに注意をはらったりして情報収集や実態把握に努める。
- 学校では、アンケート等で把握した情報をもとに、教育相談日等を活用し、教育相談を積極的にを行い、生徒の心を受け止める体制を作るようにする。

本校のいじめの未然防止取組の実際

いじめの未然防止のために
「いじめ」は、どの学校にも起こり得るという認識のもと、好ましい人間関係を築き、豊かな心の育成に取り組む。
<ul style="list-style-type: none">○ 教職員の取組<ul style="list-style-type: none">・ 道徳の授業を要とする教育活動の実践・ 自己肯定感、コミュニケーション能力の向上を目指した学級活動、生徒会活動等の指導の工夫と充実・ 分かる喜び、できた喜びを味わえる授業の実践・ 適切な情報活用能力の育成とモラル指導の充実・ 生徒に対するあたたかみと誠意のある対応・ 教師と生徒、保護者との望ましい人間関係の醸成○ 生徒の取組<ul style="list-style-type: none">・ お互いを認め、励まし合う仲間作りと互いに尊重し合う環境づくり・ 「いじめ問題を考える週間」の取組○ 保護者の取組<ul style="list-style-type: none">・ 遅刻・欠席等の確実な連絡を含む学校との連携と我が子の観察(報告・連絡・相談)・ 保護者同士の信頼関係の構築・ いじめ問題等の関する研修への参加・ 学級PTA等においてのいじめ問題についての情報交換

いじめの早期発見のために
いじめを早期発見することが、早期解決に繋がるという認識のもと、生徒へのアンケート、職員間での情報共有ならびに保護者との連携等により情報を収集する。
<ul style="list-style-type: none">○ 教職員の取組<ul style="list-style-type: none">・ 定期的な生徒アンケートの実施(4月、9月、1月)・ 教育相談等とおした学級担任による聞き取り調査・ 日々の生徒観察と声かけ、日記等の見届けとコメントの記入・ 保護者が相談しやすい環境づくりと保護者アンケートの実施○ 生徒の取組<ul style="list-style-type: none">・ 学校・保護者・関係機関へのいじめについての相談○ 保護者の取組<ul style="list-style-type: none">・ 我が子の観察ならびに学校との報告・連絡・相談・ 悩みを親へ相談できる雰囲気づくり

(3) いじめへの対処

(いじめに対する措置) 第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。
--

- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起こることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

いじめがあることが確認された場合、学校では、その場でいじめ行為を止めさせることを最優先し、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全の確保に取り組むとともに、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。これに関連して、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなぐようにする。

学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得るという認識をもつ。

さらに、いじめ問題の解決に向けては、校長のリーダーシップの下、組織的な取組を実施し、早期解決を図る。いじめは、繰り返し行われたり、加害者と被害者の立場が逆転して行われたりすることがあることから、いじめの認知から数か月間は特に注意して組織的に見守る必要がある。学校外でのいじめの実態も報告されていることから、いじめを認知した際は、家庭や地域との連携も必要であり、学校に設置されている「いじめの防止等の対策のための組織」を積極的に活用する。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれている。これらについては早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をする。

いじめを認知した時点で対応の在り方を協議することがないように対応の在り方について平素より研修を行い、組織的な対応の在り方について全職員の熟知を図る。

枕崎市におけるいじめ問題への対応に当たっての基本的な認識

本市において、いじめ問題への対応に当たっては、下記の基本認識を持って問題に当たる。

- (1) いじめは、「どの学校でも、どの子供にも起こり得る」「まだ気付いていないいじめがある」「1件でも多く発見し、1件でも多く解決する」「けんかやふざけあいであってもいじめに該当するかどうかを判断する」との基本認識をもち、無記名アンケート調査や個別面談など、児童生徒の状況を把握する機会を定期的に設ける。また、児童生徒が発する小さなサインを見逃さずに、特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込まず、教職員間で積極的な情報交換を行ったり、保護者や関係者

からの幅広い情報収集に努めたりする。

(2) いじめの訴えがあった場合には、本人や保護者の心情を最大限に汲み取り、迅速に誠意ある対応を行う。

(3) いじめを認知した場合には、いじめられている児童生徒に対して、学校をあげて守り抜くことを伝え、保護者と十分に連携しながら、いじめの実態に応じた具体的な対応を行う。

(4) いじめを行った児童生徒には、保護者との理解と協力を得ながら、いじめは人間として絶対に許されない行為であることを十分理解させるよう、根気強く毅然とした態度で指導するとともに、深刻な事態を招く可能性がある場合には、必要に応じ、警察との連携を図るほか、小・中学校では、出席停止の措置についても検討する。

(5) 過去にいじめがあった事例については、該当児童生徒のその後の状況を継続的に把握し、いじめが解消したと思われる事例も必要に応じて支援する。なお、いじめを行った児童生徒がいじめられる側となる、あるいは、いじめられている児童生徒がいじめを行う側となる可能性についても留意する。

(6) いじめ問題について、学校が年間を通して全員で取り組む契機となるように、学期始めの早い時期に「いじめ問題を考える週間」を設定し、命の大切さやいじめ問題を主題とした授業や児童会・生徒会活動等を通じて、児童生徒がいじめ問題に主体的に取り組むように促す。

(7) 新年度の学級編成や転入に伴う友人関係の変化に留意し、「いじめ対策必携」等を活用するなど、いじめの未然防止と早期発見・早期対応に努める。

※ ~~~~~線部は平成30年2月からの変更点

本校のいじめに対する対処の実際

いじめに対する対処
問題を軽視することなく、早期に適切な対応を行うという認識のもと、被害生徒の苦痛緩和を最優先とした対応を行う。
<ul style="list-style-type: none">○ 教職員の取組<ul style="list-style-type: none">・ 複数の教職員による速やかな事実確認ならびにいじめ対策委員会の招集と指導体制の確認・ 情報共有の必要性(特定の教員による情報の抱え込みをしない)・ 被害生徒の保護ならびに保護者・関係機関との連携・ 個人情報の適切な管理○ 生徒の取組<ul style="list-style-type: none">・ 「いじめは許さない」、「一人で悩まない」という雰囲気づくり○ 保護者の取組<ul style="list-style-type: none">・ 被害生徒・保護者の我が子を守り抜く姿勢・ 加害生徒・保護者の事後指導・ 被害ならびに加害生徒保護者と学校との連携

【いじめ問題等への基本的な対応の流れ】

いじめ情報の入手

⇒ 状況を観察しながら慎重に情報を収集し、間接的介入を図る。

情報収集の内容

- 誰が誰をいじているのか?【加害者と被害者の確認】
- いつ、どこで起こったのか?【時間と場所の確認】
- どんな内容のいじめか?
どんな被害を受けたのか?【内容】
- いじめのきっかけは何か?【背景と要因】
- いつ頃から、どのくらい続いているのか?【機関】

情報収集の手段

- いじめアンケートの実施 保護者との連携 民生委員との連携
- 生活の記録など 日常生活の観察
- 生徒との会話 教育相談
- 養護教諭との連携 S C との連携

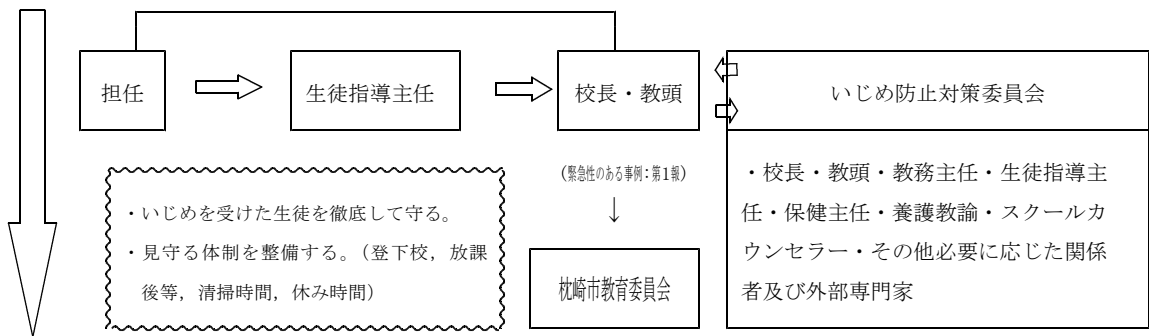
情報入手の留意点

- 「いじめはない」などの個人的な解釈で看過しない。
- 他の教師からの情報の協力をもらう。
- 教師のいじめ問題への強い姿勢を示す。

担当が陥り易い傾向

- 自分の責任と思込み、自分だけで解決しようとする。
- 指導力が否定されたと感じる。
- 解決を焦る。

いじめ対応チームの編成



対応方針の決定・役割分担

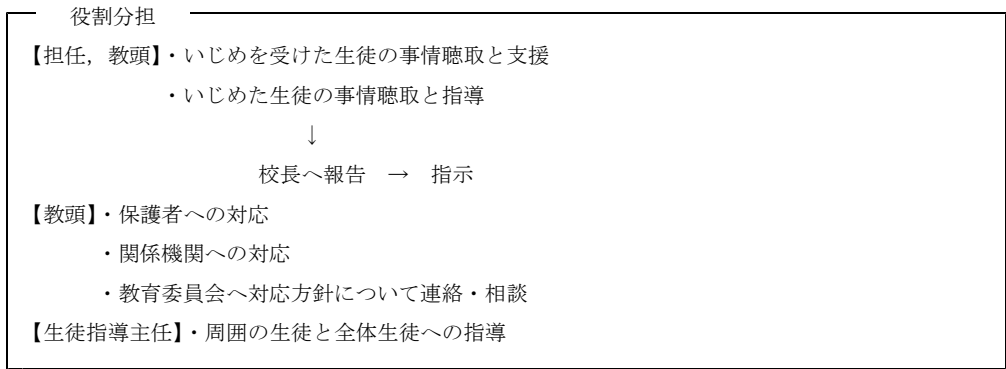
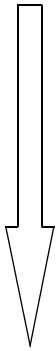
対応方針会議での協議内

- 緊急度の確認 (命に関わる可能性があるか)
- 詳細な調査の必要性 (調査の内容と方法の検討)
- 具体的な指導・援助の方針の検討
(役割分担, 支援チームの構成)
- 事情聴取や指導の際に留意すべきことの確認
- 保護者への対応
- 関係機関との連携の方向性

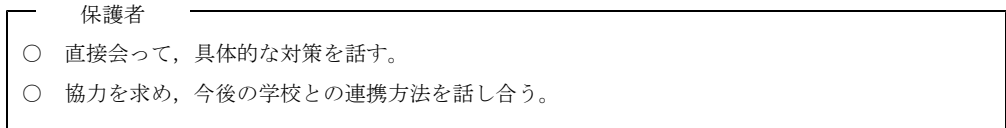
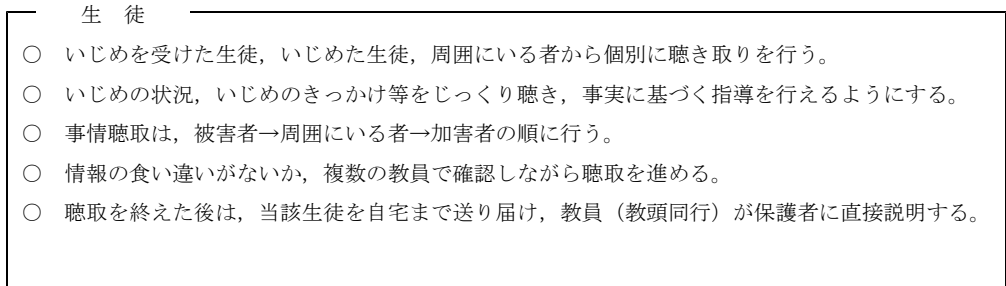
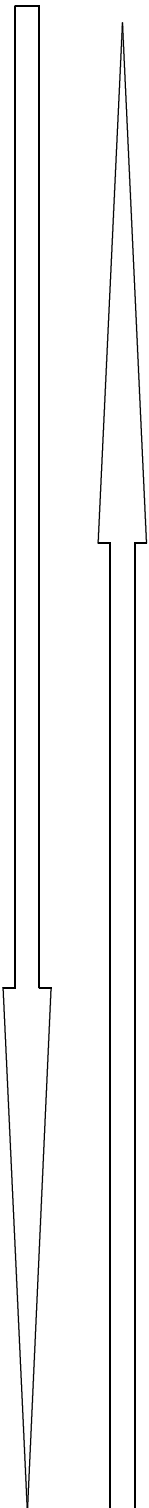
⇒ 対応方針について

市教育委員会へ相談

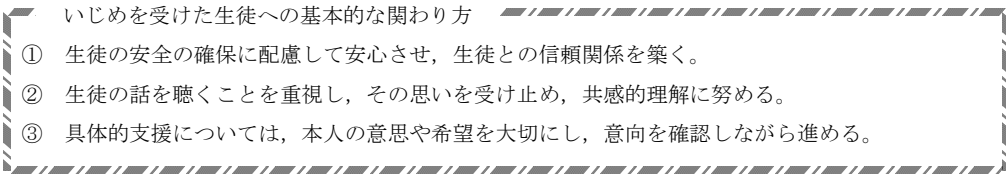
【教頭】



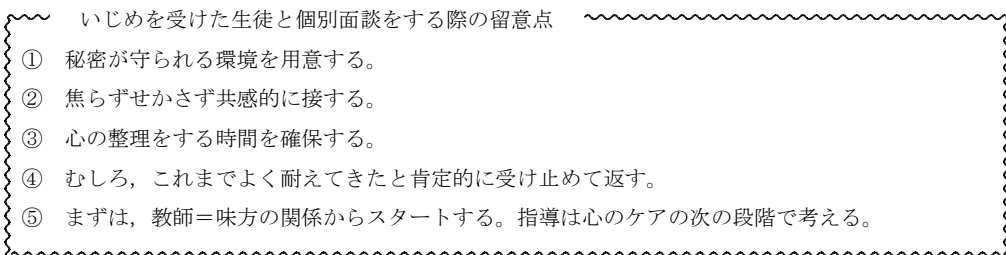
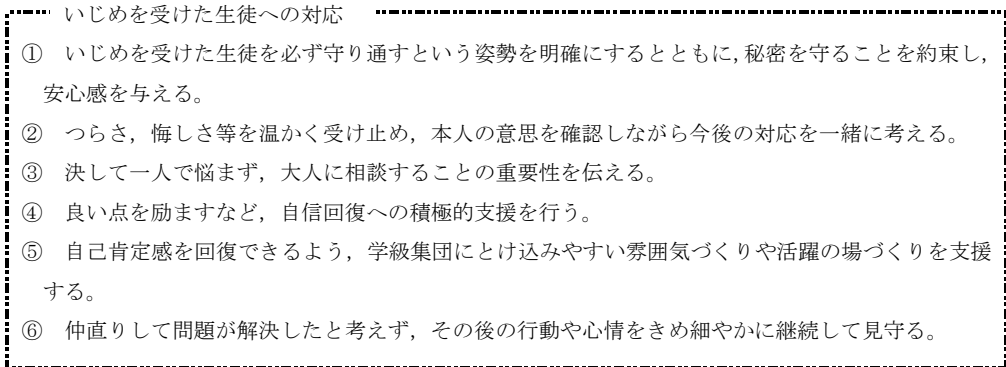
正確な実態把握・支援・指導・保護者との連携



具体的な対応の仕方



上記のポイントを押さえながら, いじめを受けた生徒の心のケアを心がけていく。



いじめた生徒への基本的な関わり方

- ① いじめる行為が「命に関わる重大なこと」であり、「決して許されない」という毅然とした態度で臨む。
- ② いじめを受けた生徒の心の痛み気付かせながら、いじめを受けた気持ちや状況などを受容的、共感的な態度で十分に聴き、いじめる行為の背景を理解して対応する。
- ③ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、粘り強い指導を行う。

上記のポイントを押さえながら、解決を急ぐあまりに不満や遺恨を残したり、陰湿化が潜在化したりすることがないように注意深く継続的に指導していく必要がある。

いじめた生徒への対応

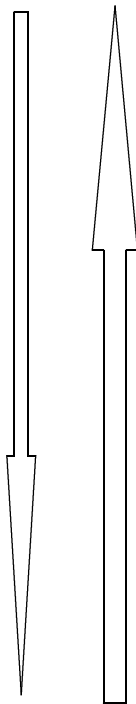
- ① いじめを受けた生徒の心理的・肉体的な苦痛を十分理解させ、いじめが人間として許されない行為であることを分からせる。自ら反省し、謝罪したいという気持ちを抱けるようになるまで、個別のかかわりを継続する。
- ② 当事者だけでなく、周りの子どもからの情報を収集し、実態を把握する。
- ③ 集団によるいじめも視野に入れて、集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導にあたる。
- ④ 何がいじめであるかなど、いじめの定義や内容等についてしっかりと理解させる。
- ⑤ 不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的をもたせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。
- ⑥ いじめた子どもの家庭や地域での状況、人間関係や生活経験等についても把握しておく。
- ⑦ 場合によっては、警察等の協力や出席停止措置をとる。
- ⑧ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

いじめた生徒と個別面談をする際の留意点

- ① ”開き直り”に対処する。
暴力行為について「ただ遊んでいるだけ」などと教師や保護者を自分の都合の良い方向に言いくるめようとすることがあるが、終始毅然とした態度で「あなたがしたことは暴力である」という姿勢を貫くことが大切である。
- ② 「被害者にも非がある」と認めてはならない
「確かに、〇〇（いじめを受けた生徒）にも非はあるよね」と認めてはならない。「〇〇も悪いと言ったから、自分は悪くない」と自分の都合の良い方向に解釈することがある。
- ③ ”いじめ”という言葉を使わずに指導する。
いじめた行為を指摘すると、「ただ、借りていただけ」と自分の都合の良いように取り繕おうとする生徒もいる。「自分の物がなくなったり、他の人が使っていたりしたら、あなたは思う？」「相手が、ただ借りていただけと言ったら、どんな気持ちになる？」というように、”いじめ”という言葉を使わずに、その加害者が行った具体的な行為に焦点をあて、それはいけない行為なのだを指摘する。

いじめを受けた生徒の保護者への対応

- ① 発見したその日に、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ② 学校の把握している実態や経緯等を隠さず伝える。
- ③ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ④ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ⑤ 学校として子どもを守り通すことを十分に伝える。
- ⑥ 家庭での子どもの変化に注意してもらい、些細なことでも相談するように伝える。
- ⑦ 場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等の申し出に対して弾力的に対応する。



いじめた生徒の保護者への対応

- ① 責めるのではなく、事実を正確に伝え、いじめを受けた子どもや保護者の気持ちに共感してもらう。
- ② 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ③ 担任等が仲介役となり、いじめを受けた生徒の保護者と協力して、いじめを解決するために保護者同士が理解し合うように要請する。
- ④ 子どものより良い成長を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言を継続して行う。

傍観者等への対応

- ① いじめを受けた生徒の気持ちについて話し、いじめは人の命に関わることで、絶対に許されないことであることを指導する。
- ② はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ③ 見て見ぬふりをする行為の背景にある心理等について共感的に理解した上で、互いの個性を認め合うことや望ましい人間関係等について指導する。
- ④ いじめを訴えることは、チクリではなく、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。

指導体制の検討・今後の対応

→ 状況を分析し、事実関係の確認や問題点の明確化を図り、問題解決に向けてのプランを立てる。新しい検討事項が入ったら、指導体制を再検討していく。

いじめ対応チームによる対応

- 学校生活での意図的な観察及び助言
(該当生徒と周りの生徒の状況)
【学級担任、養護教諭】
- 学級担任へのサポート (情報交換、学級づくりへの支援)
【生徒指導主任・管理職】
- 保護者との連携支援
【学級担任・管理職】
- 関係機関との連携支援
【管理職、スクールカウンセラー】
- その後の状況について教育委員会へ報告
【管理職】

4 重大事態の発生と緊急対応

(1) 重大事態の意味

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合 (法第28条第1項第1号に係る事態)
 - ・ 生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神症の疾患を発症した場合

いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。

- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合 (法第28条第1項第2号に係る事態)

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が

発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態への緊急対応

(学校の設置者又はその設置する学校による対応)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（法第28条第1項第1号に係る事態）

〈重大事態と扱われた事例〉

これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

- ・ 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
- ・ 殴られて歯が折れた。
- ・ 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- ・ 複数の生徒から金銭を要求され、総額1万円を渡した。
- ・ わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（法第28条第1項第2号に係る事態）

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

ア 重大事態の報告

重大事態を認知した場合、学校は市教育委員会に報告する。

イ 全校体制による緊急対応

学校の「いじめの防止等の対策のための組織」は、市教育委員会と連携して全校体制で対応する。

- ・ 事態の状況確認、情報収集、情報整理
【生徒指導部】
- ・ 生徒の状況確認と支援・指導、生徒・保護者・教職員の心のケア
【保健部】
- ・ P T A ・警察などとの連携など
【管理職】